

権協ニュース

NO191

自治労全国一般評議会

木材産業協議会事務局

TEL 03-3263-0441 FAX 03-5210-7422-5

2010 春闘討論集会開催

安心して生活できる、積極的な賃金引上げを

2010年2月21日～22日、愛知県名古屋市において木産協2010春闘討論集会を開催した。集会には、木産協加盟組合の各単組から約30人が集まり、会社の状況や各組合の取り組みなど報告するとともに、今春闘を闘うための意見交換を行った。

集会は、西本座長（永大産業・山口支部）を選出し進められた。冒頭竹山議長から「大手は定昇維持、カーブ確保と要求をしぼっており、経営側はそれすら厳しいといているが、我々はしっかりと要求をかかげ闘っていこう」と挨拶があった。

【組合員一人ひとりの要求をくみ上げ、粘り強い交渉を】

続いて川崎事務局長は「昨年の年末一時金は、過去最低の妥結内容となった。今一度論議・総括し次の一時金闘争につなげていかなければならない」とし、今春闘については「引き下げを止める交渉になりがちだが、あきらめず粘り強く賃上げを勝ち取ろう」と述べ、年末一時金総括、春闘方針案を提起した。木産協統一要求基準は①賃金カーブ維持分4500円、②格差是正分4500円とし、非正規労働者の賃上げと処遇改善については時給30円以上、又は絶対額1000円以上とし、パート労働法の遵守を徹底するよう点検をし、労働条件改善にむけ取り組むことを確認した。

昨年度から引き続き、一時帰休、残業規制のため年収が大幅に下がり、ギリギリの生活となっている組合員が多くいる。さらに中小においては定昇のある職場は少なく、春闘では、すでにある格差解消のための要求・賃上げは必須であり、闘いの強化が求められている。会場からは、非正規労働者の組織化についての取り組み報告、意見交換がされ方針案について全体で確認した。

【春闘学習会・改正労基法のポイント】

第2部では、田島特別幹事を講師に招いて、4月1日から施行される「改正労基法」について講演を受けた。講演では、労基法の基礎から労働組合の権利、改正法の4つのポイント（①時間外労働の割増率②月60時間超の時間外割増率、③代替休暇、④時間単位の年次有給休暇）と、その注意点など分かりやすく説明された。あらためて使用者と労働者の立場の違い、法の効力、組合の大切さを学ぶとともに活発な情報交換の場となった。

